

コンプライアンス規程

（目 的）

第1条

この規程は、株式会社御祓川（以下「この法人」という。）の倫理規程の理念に則り、この法人に適用又は適用の可能性のある法令、定款又は内部規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条

この法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

（組 織）

第3条

この法人のコンプライアンスを総括する者としてコンプライアンス責任者を置く。

（コンプライアンス責任者）

第4条

コンプライアンス責任者は、代表取締役社長とする。

2 コンプライアンス責任者は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。

3 コンプライアンス責任者の役割及び権限は以下のとおりとする。

（1）コンプライアンス施策の実施の最終責任者

（2）コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者

4 コンプライアンス責任者は、以下の事項を遂行する。

（1）コンプライアンス体制及びその整備にかかわる企画、推進及び統括を行い、コンプライアンス体制の実効性を挙げるための方針や施策等を検討し、実施する。

(2) 不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施する。

(コンプライアンス体制の補完)

第4条の2

この法人は、コンプライアンス施策の検討及び実効性の確保のため、必要に応じて、外部の有識者その他第三者の助言又は関与を得ることができる。

2 前項に基づく助言又は関与を踏まえ、コンプライアンス責任者は、関係者と連携し、必要な施策の企画、実施及び見直しを行うものとする。

(不正発生時の対応及び情報共有)

第4条の3

不正又はそのおそれがある事案が発生した場合には、第4条第4項第2号に定める対応に加え、その概要及び再発防止策等について、事案の性質及び影響を踏まえ、適切な範囲で情報の共有又は説明を行うものとする。また、当該対応については、必要に応じて外部の有識者等の関与を得るとともに、その内容を適切な方法により公表するものとする。

(報告、連絡及び相談ルート)

第5条

役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス責任者又はこの法人が指定する相談窓口へ報告又は相談するものとする。

2 コンプライアンス責任者は、前項の報告又は相談により、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある事象を知ったときは、直ちに事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、当該事象への対応を実施する。

(通報窓口)

第6条

役職員は、前条に定める相談ルートのほか、必要に応じてこの法人が設置又は指定する外部の相談窓口に対して、電話、電子メール又は面談等の方法により通報又は相談を行うことができる。

2 契約又は就業規則その他の規程に定める守秘義務に関する規定は、前項の定めに基づく通報又は相談を妨げるものではない。

(不利益処分等の禁止)

第7条

この法人の役職員は、第5条又は第6条に基づき通報又は相談を行った者（以下「通報者等」という。）が、通報若しくは相談を行ったこと、通報者等に協力したこと又は当該通報若しくは相談に基づく調査に関与したことを理由として、通報者等に対して不利益な処分又は措置を行ってはならない。

(懲 戒 等)

第8条

職員が第5条第1項に定める報告又は相談を正当な理由なく行わなかった場合には、情状によりそれらの者を懲戒処分に処する。

2 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員（監査役を除く。）の場合は戒告とし、職員の場合は、就業規則又はパートナー職員就業規則に従い戒告、譴責、減給、出勤停止、降職・降格、諭旨退職又は懲戒解雇とする。ただし、役員の場合、自主的に報酬を減額することを妨げない。

3 前項の懲戒処分は、役員については取締役会の決議により行い、職員については懲罰委員会の決定を受けて代表取締役がこれを行う。

(改 廃)

第9条

この規程の改廃は、取締役会の決議による。

附 則

この規程は、令和3年5月8日から施行する。

(この規程の一部改定は、令和8年9月3日から施行する。)